

学校法人静岡精華学園役員等の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人静岡精華学園寄附行為第37条の規定に基づき、学校法人静岡精華学園（以下「この法人」という。）の役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、この法人の理事及び監事並びに評議員及び顧問をいう。
- (3) 常勤の役員等とは、役員等のうち、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の役員等をいう。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職手当その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この法人の職員と兼務する役員等にあつては、職員としての職務執行に対する対価として、各部門の職員給与規程、職員退職金規程、職員旅費規程等に基づき支給されるものは含まない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対し、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員等 報酬、退職手当
 - (2) 非常勤の役員等 報酬、退職慰労金、出張に伴う日当
- 2 この法人にあつては、賞与は支給しない。
- 3 この法人の職員と兼務する役員等にあつては、役員等としての報酬等は支給しない。

(報酬等の額又はその算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額又はその算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 報酬 年額とし、別表第1に定める額の範囲内で、経歴、業績、勤務年数、公的年金の受給額等を考慮して、理事会において決定する額。
 - (2) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員等に対する報酬等の額又はその算定方法は、次のとおりとする。
- (1) 報酬 別表第3に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表第4に定める額
 - (3) 出張に伴う日当 別表第5に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬は、年額を12で除した額を毎月20日(ただし、その日が休日又は土曜日にあたるときは、その前においてその日に最も近い休日又は土曜日でない日)に支給するものとする。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬等は、理事会への出席その他の役員としての職務執行に当たった都度、支給する。
- 3 退職手当及び退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3か月以内に支給する。
- 4 出張に伴う日当は、出張が終了した後、支給する。
- 5 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき額及び本人からの申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等には、学校法人静岡精華学園法人本部職員旅費規程を準用し、旅費(交通費、宿泊費等)を支給する。

- 2 役員等が職務執行に当たって前号以外の費用を必要とする場合は、当該費用を支給する。
- 3 費用は、役員等としての職務執行に伴い生じた都度、支給する。
- 4 この法人の職員と兼務する役員等にあつては、役員等としての費用は支給しない。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬は、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を減じた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 前項の規定により算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(公表)

第8条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第1項第4号及び学校法人静岡精華学園寄附行為第37条第4号に定める役員等に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則(令和元年12月21日 第26号)

- 1 この基準は、令和元年12月21日から施行する。
- 2 学校法人静岡精華学園役員等の報酬等に関する規則は廃止する。

別表第1 (常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 6,000,000 円
常務理事	年額 5,000,000 円
理事	年額 3,600,000 円
監事	年額 3,600,000 円

別表第2 (常勤の役員等の退職手当)

役職名	退職手当の額
理事長、常務理事、 理事、監事	報酬を12で除した額に在職年数(1年未満の期間は切り捨てる。)を乗じて得た額(10円未満切上げ)

別表第3 (非常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 2,400,000 円
理事	年額 10,000 円
監事	年額 10,000 円
評議員	無支給
顧問	無支給

別表第4 (非常勤の役員等の退職慰労金)

役職名	退職慰労金の額
理事長	報酬を12で除した額に在職年数(1年未満の期間は切り捨てる。)を乗じて得た額(10円未満切上げ)
理事、監事	報酬に在職年数(1年未満の期間は切り捨てる。)を乗じ、4で除して得た額(10円未満切上げ)
顧問	無支給

別表第5 (非常勤の役員等の出張に伴う日当)

役職名	用件	日当の額
理事長、理事、監事、 評議員、顧問	理事会等会議への出席	日額 5,000 円
	その他法人業務のための勤務	日額 5,000 円